

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年6月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決！そこが知りたい労務相談

30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

第1章 入社・雇用契約「良い人材だと思ったのに」

第2章 賃金「働きに見合った給料は払うけれど」

第3章 労働時間・残業代「きちんと支払っているのになぜ未払いに？」

第4章 問題社員対応「他の従業員も困っています」

第5章 退職「立つ鳥が跡を濁すのですか？」

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年7月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：ポイントで解決！そこが知りたい労務相談』出版記念セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-4780/>

【2023年8月3日（木）15時～16時・オンライン】

テーマ：No.1表示などランキング広告のルール・禁止行為

担当：弁護士 野崎隆史

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年8月23日（水）15時～16時30分・リアル】

テーマ：あらゆることが“ハラスメント”だとされる!?

ハラスメントハラスメント対策セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【競業避止義務の定め方】

従業員が今の雇用主又は以前の雇用主と競合する他社に就職したり、自分でそのような事業を営んだりすることを禁止する義務のことを競業避止義務といいます。我が社で雇用されているながら、ライバル会社の業務を副業的に行うことが許されないことは当然のことです。しかし、退職したあとには、職業選択の自由（憲法22条）があるわけですから、どういう仕事に就こうとも自由なはずです。

とはいえ、無制限にそれが認められるというわけではありません。会社の利益を害するような場合には、これが制限され得るということになり、競業避止義務を正しく定めるためには、どういう場合に、どこまでの制限が認められるかを知ることが重要になります。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=1020

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- ・「〇〇手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1008>

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

「ハラスメントを受けています！」そのとき会社がやるべきこと、やってはいけないことを伊山弁護士が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソンのツイート】

ツイッターで有益な労務情報を発信している「弁護士リチャードソン」
フォローしていない方は、ぜひフォローしてください。

https://twitter.com/richaso_law

せっかくですので、最近の要注意情報の紹介ツイートを3つご紹介します。

<秘密漏洩と懲戒解雇>

秘密持出系の懲戒解雇は「で、実害は？」とか冷たくされる例が少ないのですが、退職が決まってる従業員が Google ドライブにデータを上げる例など、実害が出てからじゃ手遅れ過ぎるし、防止するには退職金減額等になる懲戒解雇しかないということで、有効とした例がありました(東京地判 R4.12.26)。

<残業代請求対策>

残業代請求対策についての90分モノのお話として、用意させていただきました。オンラインセミナー感を演出するために、6/16(金)午後3時よりプレミアム公開となっております。

<https://youtu.be/nI3HVYJYkLI>

<賠償予定の禁止>

大型二種免許のない人のため、教習費用を貸してあげるし、5年働いてくれたら返さなくてもいいという制度を置いていたバス会社さん。30万円ほどお金を借りて免許をとって、5年経つ前に辞めてしまった人に「お金返して」って言ったら労基法16条違反だと主張されたというお話がありました。

労基法 16 条の趣旨は要は「辞めたら罰金」の禁止で、「お金返してよ」っていう場面とは事情が違います。借りるしかないお金で、そこで働くための使途しかないという場合は別論ですが、強制されてもいないし、大型二種は他でも使えますし、本件は 16 条違反ではないとのご判断です(さいたま地判 R5.3.1)。

◆消費者契約◆

【改正消費者契約の施行】

6/1 から改正消費者契約法が施行されましたので、主なものをお伝えします。

まず、取消対象となる行為類型に次の 3 つが追加されました。

- ① 退去困難な場所へ同行させての勧誘（消費者契約法 4 条 3 項 2 号）
- ② 威迫による相談妨害（同法 4 条 3 項 4 号）
- ③ 承諾前の契約目的物の現状変更（同法 4 条 3 項 9 号）

この「③ 承諾前の契約目的物の現状変更」という言葉はちょっとわかりにくいかもしれませんが、竹竿の販売で、契約締結前に自宅の物干し台に合わせて竹竿を切断し、断りにくくさせる販売手法を典型例としてイメージしてください。

このほか、損害賠償責任の一部を免除する契約条項について、事業者が軽過失の場合に限り有効であることを明確に記載していないものは無効となりました(同法 8 条 3 項)。

また、解約料や違約金の算定根拠の概要を説明する努力義務が課されました（同法 9 条 2 項）。

◆AI◆

【論点整理】

AI 戦略会議が「AI に関する暫定的な論点整理」を公表しました。

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/2kai/ronten.pdf

これを ChatPDF で要約してみました。

(私)

この PDF の内容を 200 文字で要約してください。

(AI)

この PDF は、AI に関する暫定的な論点整理を行ったものであり、政府の役割として、AI の最適な利用に向けてリスク対応に関する政策の実施が重要であるとされています。具体的な論点については詳細な記載はされておらず、他の情報源を参照する必要があります。また、日本には AI の利用において創意工夫が必要であり、日本人の創造性や切磋琢磨する文化が AI の開発に適しているとの意見も示されています。AI の透明性と信頼性を確保することが重要であり、AI がどのようなデータを学習しているのか、学習データをどのように作成しているのか、どのような手法で回答を出しているのかを明確にする必要があるとされています。

(私)

暫定的な論点としてどのようなものが挙げられていますか？

(AI)

この PDF では、AI に関する暫定的な論点整理が行われています。具体的な論点については以下のような記載があります：

- 政府の役割として、AI の最適な利用に向けてリスク対応に関する政策の実施が重要であるとされています。
- リスク対応に関して論点を整理し、その後、AI の最適な利用や AI 開発力について整理する必要があるとされています。

具体的な論点についてはこの PDF では詳細な記載はされておらず、他の情報源を参照する必要があります。

(私)

リスクとしてどのようなことが記載されていますか？

(AI)

この PDF では、AI に関連するリスクについても言及されています。具体的なリスクについては以下のような記載があります：

- AI の開発者・サービス提供者・利用者が自らリスクを評価し、ガバナンス機能を発揮することが重要であるとされています。

- AIの透明性と信頼性を確保することが重要であり、AIがどのようなデータを学習しているのか、学習データをどのように作成しているのか、どのような手法で回答を出しているのかを明確にする必要があるとされています。

ただし、このPDFでは具体的なリスクの詳細な記載はされておらず、他の情報源を参照する必要があります。

◆コーポレートガバナンス◆

【MoM 決議】

コスモエネルギーホールディングスの定時株主総会で、買収防衛策に関する議案を採決する際、MoM（マジョリティー・オブ・マイノリティー）という手法を用いた採決が行われ、可決されました。

このMoMという手法は、「買収者、対象会社取締役及びこれらの関係者の議決権を除外した議決権の過半数による決議」（現在パブリックコメントが実施されている「企業買収における行動指針（案）」）であり、コスモエネルギーホールディングスの事案では、旧村上ファンド系の株主らを排除して採決が行われました。

MoM決議を経由して買収防衛策が導入された事例は、東京機械製作所に続いて2例目です。東京機械製作所のケースでは、買収を企図していた株主側が買収防衛策の発動の差止めを求めたものの、地裁・高裁・最高裁はいずれも差止めを認めませんでした。

ちなみに、上記「企業買収における行動指針（案）」には次のような記載があります。「このような決議に基づく対抗措置の発動が安易に許容されれば、望ましい買収をも阻害する事態を招きかねない。また、決議要件を設定するのは対象会社であることからすれば、対象会社として承認が得やすいと考える決議要件が恣意的に設定されるおそれが存在する。

したがって、このような決議に基づく対抗措置の発動が濫用されてはならず、これが許容されるのは、買収の態様等（買収手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕など）についての事案の特殊事情も踏まえて、非常に例外的かつ限定的な場合に限られることに留意しなければならない。」

コスモエネルギーホールディングスのケースの行方に注目です。

【人権 DD】

前月号では人権方針の策定フローと記載項目例をご紹介します。

今月号では、人権への負の影響の特定・評価方針の策定方法をご紹介します。

人権 DD の第一歩は、企業が関与又は関与し得る人権侵害リスクの特定・評価を行うことです。具体的には、自社・グループ会社、サプライヤー等における人権侵害リスクを確認し、確認された人権侵害リスクの評価を行います。

そして、

次の3ステップを実施



人権侵害リスクの防止・軽減、取組の実効性の評価



人権 DD のプロセスを開示

という流れで人権 DD が完了します。

<ステップ①：リスクが重大な事業領域を特定>

セクター（事業分野）、製品・サービス、地域、個別企業の視点から、どのような人権侵害リスクが発生しやすいとされているか等を確認

<ステップ②：負の影響（人権侵害リスク）の発生過程の特定>

ステップ①で特定されたリスクが重大な事業領域から優先し、

(i)人権侵害リスクを確認し、

(ii)確認された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認

<ステップ③ 負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け>

ステップ②で確認された人権侵害リスクと自社の関わりを評価します。

また、確認された人権侵害リスクの全てについて直ちに対処することが難しい場合、対応の優先順位付けを行います。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002-1.pdf>

◆知的財産◆

【著作権侵害】

新聞記事を車内掲示板で無断共有したことが著作権侵害に当たるとして新聞社がつくばエクスプレスの運行会社に賠償を求めた裁判で、知財高裁も一審東京地裁と同様、著作権侵害に当たるとの判断を示しました。

損害額の単価は一審と同じ 1 記事当たり 5000 円とし、侵害の本数が増えたため、賠償額が増額されました。

新聞記事の著作権性が争点となり、記事内容をわかりやすく要約したタイトルが付されていることや文章表現の方法等について表現上の工夫が凝らされていること等から著作物性が認められたようです。

知財高裁が新聞記事の著作権性を正面から認めたのは初めてだと思います。

この裁判例については知財チームに解説記事を予定しています。お楽しみに！

◆広告規制◆

【有利誤認表示（措置命令）】

某ピザチェーンでは、宅配でも持ち帰りでも、299 円を上限に最大 7% のサービス料が加算されることになっていたのですが、チラシには小さくしか記載されていなかったため、措置命令の対象となりました。

消費者庁は一つ一つの金額が小さくても許してくれません。課徴金も厳しいですので、消費者の誤認を誘うような表示には何のメリットもないことを心得てください。

【有利誤認表示（二重価格表示や期間限定表示に対する措置命令）】

某 PC の Web 販売で、キャンペーン価格や期間限定価格と表示して通常販売価格よりも安いかのように表示していたケースが措置命令の対象となりました。実際は、キャンペーン価格や期間限定価格で販売された実績が無かったということです。

措置命令を受けると消費者庁 HP で公表もされますので、社内のチェック体制を点検してください。

◆独占禁止法◆

【契約条件の変更と優越的地位の濫用】

高島屋と 42 年間にわたって取引を続けてきた某社。某社にとって高島屋は連結売上高の約 10%を占める主要取引先でした。

しかし、突然、出店店舗に関する契約条件変更通知がなされました。

某社は高島屋と交渉を続けてきましたが、解決に至らず、公正取引委員会への申告と東京地方裁判所への提訴がなされました。

契約締結の自由が原則ですが、強制的な条件変更によって契約金額の不当な引き上げや納期の不合理な短縮等を行うと、優越的地位の濫用（独占禁止法 2 条 9 項 5 号）に該当するおそれがあります。本件も今後の展開に注目です。

【令和 4 年度の課徴金納付命令額が過去最高課徴金】

競争の番人である公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合・受注調整・中小事業者への不当な優越的地位の濫用・不当廉売等に目を光らせています。

2022 年度は特に活発な動きがあり、当該年度でのべ 21 名の事業者に課徴金が命じられ、一事業者当たりの平均課徴金額は 48 億 5662 万円、総額はナント 1019 億 8000 万円でした。これはこれまでの最高額である 719 億 4000 万円（2010 年度）を大きく上回る過去最高額です。

◆印紙税◆

【印紙税額一覧表】

地味に悩む印紙税。困ったときはこれを見ましょう。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/1504.pdf>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）

- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[「ハラスメント外部通報窓口」「公益通報窓口」サポートプラン | 京都の弁護士に相談するなら京都総合法律事務所 \(kyotosogo-law.com\)](#)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー情報

【2023年7月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：ポイントで解決！そこが知りたい労務相談』出版記念セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-4780/>

【2023年8月3日（木）15時～16時・オンライン】

テーマ：No.1表示などランキング広告のルール・禁止行為

担当：弁護士 野崎隆史

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年8月23日（水）15時～16時30分・リアル】

テーマ：あらゆることが“ハラスメント”だとされる!?

ハラスメントハラスメント対策セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000 円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

●特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

【5】編集後記

2023 年 6 月号、いかがでしたか？

阪神タイガースは、目の前の結果に一喜一憂せず、目の前の結果に一喜一憂せず、目の前の結果に…

交流戦で北海道日本ハムファイターズ江越大賀外野手にホームランを打たれたのは本当に嬉しかったですね。身体能力の高さは誰もが認める我らが EGOSHI。北の大地で羽ばたけ！

F1 はマックス・フェルスタッペン選手が 4 連勝中。現時点で 8 戦 6 勝と別次元になっていますね。年間最多勝のライバルは 2022 年の自分自身（15 勝）、年間最高勝率のライバルは 2004 年のミハエル・シューマッハ氏（72.2%）。

まだシーズンは 1/3 を終えたところで気の早い話ですが、現時点で 8 戦 6 勝ですので、このペースで勝利を重ねられればいずれも更新が見えてきます。

今月号は株主総会の最集中日である 6 月 29 日の配信となりました。私も企業法務に携わる弁護士の端くれとして、本日は株主総会のにぎやかさをしましたが、昨年までとは雰囲気も違いますね。

自分が質問に回答する側になったら…と妄想しながら傍聴していたお陰で妙に緊張した一日でした。

先月号の編集後記で通算 50 号！と一人で騒いでいたところ、お祝いのメールをいただき、各種会合等と一緒にさせていただいた方々からもお祝いの言葉をいただきました。

皆様、いつもありがとうございます！

皆様にお伝えしたい情報がありすぎてボリュームを減らせずにごめんなさい。
今月は何とか 1 万文字以内に抑えることができました(スペース込みで 9999 文字)。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com